

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

## 準備書面(3)の要旨

2014年12月18日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中原 昌 孝

1 今回、原告らが提出した準備書面(3)では、朝鮮高校が無償化制度から排除されるまでの経緯からみても規則ハ号の削除及び不指定が違憲・違法であることを述べています。

### 2 無償化法制定に至る経緯

そもそも本件訴訟で問題となっている「無償化法」は、政権交代後の民主党政権下で制定された法律ですが、民主党が、政権交代前後において、朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていたことは明らかです。

民主党は、政権交代以前の野党時代の2008年と2009年に、無償化法と同趣旨の法案を提出していますが、法案発議者は「この高等学校課程に類するところを極力広く対象に加えていきたい」などと述べています。

そして、この方針を裏付けるように、政権交代後の2010年度の予算では、朝鮮高校も無償化の対象とすることが前提に編成が行われていました。

さらに、無償化法の成立過程においても、外国人学校への無償化法適用の要件として法律で定めた「高等学校の課程に類する課程を置くもの」の判断基準について、文部科学大臣は、国会審議や記者会見等において、「外交上の配慮や、ある

いは教育の中身に関してのことが判断の材料になるものではない」、「もともと各種学校は都道府県の認可でやられている学校でありますので、調べる立場でもない」、「高等課程に類する課程のものであるかどうかというのを普遍的、客観的に判断する」、「民族教育の有無という観点とか、外交上の配慮という観点、国交があるかないかという観点で判断するものではない」、「そういう適切な支給ということと、この学校に支給するかどうかということとは、別の問題」などと明確に説明しています。

このように、無償化法の制定過程においては、朝鮮高校について、被告国が「法令に基づく適正な学校運営」の解釈として主張する「不当な支配」については言葉すら登場せず、また、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」についても特に問題とは考えられず、無償化法の適用が前提とされていたことは明らかであるといえます。

### 3 無償化法施行から審査停止直前までの経緯

その後、無償化法及び無償化規則は2010年4月1日に施行されましたが、外国人学校への無償化法の適用の基準や審査手続については、「検討会議」で検討されることとなりました。

しかし、この検討会議から出された報告書においても、「外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかとされた政府の統一見解である」と明記されました。

そして、この報告については民主党内の了承を経て、同年11月5日、文部科学大臣が、外国人学校の指定の基準である「規則ハ号規程」として、公表しました。

高木文部科学大臣は、同月22日、規則ハ号規程についての談話を発表し、「専修学校高等課程の設置基準をベースに、就学年限を3年以上とし、各学校の年間指導計画などにより「高等学校の課程に類する課程」であるかどうかを制度的、客観的に

判断する」と宣言するとともに、朝鮮学校に国際社会における一般的認識及び政府見解とは異なる教育が一部行われているという指摘があることに対しては「指定に際して留意すべき事項がある場合には、その内容を各学校に通知することができる旨規定いたしました。」として、まずは指定をしたうえで、懸念がある点については事後的な対応をしていく方針を示しました。他方、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当されることへの懸念については、指定後の処置としてチェックしていることとされ、不指定の理由となるものとは位置付けられませんでした。

#### 4 審査停止から審査再開までの経緯

しかし、2010年11月23日、韓国延坪島での南北朝鮮の軍事衝突事件が勃発したことを受けて、菅総理大臣は、翌24日、当時の文部科学大臣に、審査停止を指示しました。

朝鮮学校の審査停止の理由は、「我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があること」などと説明されましたが、これは、文部科学大臣自らが定めた規則ハ号規程やこれに関する政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由であったことは明らかです。

#### 5 審査再開後から不指定処分に至るまでの経緯

結局、規則ハ号規程に基づく朝鮮高校に対する審査は、9か月以上もの間審査手続は停止され後、2011年11月2日の審査会から行われました。

しかし、この審査会においてすら、規則ハ号規程13条の「法令に基づく適正な学校運営」の適合性については、「各学校の法令違反の有無は、基本的に設置認可を行う所轄庁が判断すべきであり、これまで教育基本法違反の有無等が問われた際にも、所轄庁が「法令違反による行政処分等」を行っていないとの答弁をしている。今回の審査においても、所轄庁に「過去5年間の法令違反の有無」を確認したところ、処分実績はないとの回答であったが、財務諸表の作成・備置など、所轄庁でなくても外形的に確認できる内容については、審査の対象とする。」とさ

れ、実際、朝鮮学校が、審査会が規則ハ号規程13条の審査内容とした①財務諸表等の作成、②理事会等の開催実績、③所轄庁による処分（直近5年間）の3要件について、これを満たしていることは明らかとされていました。

そして、審査会で示された「朝鮮高級学校への留意事項（素案）」では、「特定の団体による「指導」の下に、学校運営が行われているとの誤解を招くことのないよう、学校として自主的に運営を行うとともに、上述のように学校運営に関する積極的な情報提供に努めること」とされ、被告国が本件訴訟で主張している「不当な支配」が誤解によるものであるとされています。

このような審査状況と平仄を合わせるように、民主党政権は、2012年9月11日、国際人権規約A規約13条2（b）及び（c）の中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」留保撤回したものであり、民主政権下において、朝鮮高校の指定は、もはや時間の問題でした。

しかしながら、2012年12月26日、第二次安倍内閣が誕生し、同月28日、下村博文文部科学大臣が、「本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等」などとして、不指定の方針を発表し、2013年2月20日、本件省令を改正する省令を制定して、規則ハ号を削除したうえで、本件不指定処分を行いました。

下村文部科学大臣による不指定の方針の発表は、民主党政権下で進めてきた無償化法、無償化規則、規則ハ号規程の制定という流れを180度ひっくり返すものであり、かつ、文部科学大臣自らが規則ハ号規程に基づき設置した審査会をも無視する暴挙といえるものでした。

そして、規則ハ号削除と不指定がいかにかこれまでの政府の答弁と矛盾したものであるかは、パブリックコメントにおいて、「「外交上の配慮などにより判断しない」との民主党政権時の政府統一見解は廃止した上で、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政

にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解が得られないと判断するものです。」という文部科学省の意見が述べられていることから明らかであることです。

- 6 被告国が、一旦は、国際人権規約A規約など条約上の義務やこれに基づく無償化法の立法理由に基づく目的論解釈からして、また、無償化法2条1項5号の「高等学校の課程に類する課程」という文言の当然の文理解釈として、外交上の配慮などにより判断せず教育上の観点から客観的に判断するという政府統一見解や文部科学大臣談話を打ち出し、これを前提に規則ハ号規程を定めたこと、それにもかかわらず「不当な支配」や「国民の理解」などという言葉を持ち出して、その解釈を歪めて、朝鮮高校を無償化法から排除する理由をこじつけてきたものであることは火を見るより明らかです。

言うまでもありませんが、政権交代したからといって、朝鮮高校が行っている教育課程に何らの差異があるなどということはありません。ましてや韓国延坪島での軍事衝突前後で、朝鮮高校が行っている教育課程に違いなどあるはずありません。

無償化法制定時に繰り返し言われてきた「客観的」かつ「普遍的」な基準に基づく審査であれば、無償化法2条1項5号の定める「高等学校の課程に類する課程」を朝鮮高校が有しているかどうかの判断は、政権交代前後においても変わらないはずです。

それにもかかわらず、被告国が、政治状況や政権交代前後で、答弁の変遷、方針の変更を繰り返してきたこと自体が、規則ハ号規定の削除及び不指定が政治・外交上の理由に基づく、違憲・違法な不当な差別であることの何よりの証左であるといえます。

裁判所におかれては、以上述べたような経緯を踏まえて、規則ハ号規程の削除と不指定の違憲性、違法性を検討いただきたくお願いする次第である。

以上